

貸付金の特別償還・償還期間等の変更を受付けます

貸付金の特別償還（全部・一部繰上償還）や住宅貸付及び災害貸付の償還期間等の変更を希望される方は、所属所の共済事務担当課に書類の提出をお願いします。

当組合における書類の提出期限は12月5日（金）必着となりますが、提出期限は所属所ごとに異なりますので共済事務担当課へお問い合わせください。



住宅借入金等特別控除を受けている方で、特別償還または償還期間の変更により償還期間が10年（120回）未満となった場合は「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が発行されません。

繰上償還

提出書類：全部・一部繰上償還申請書

申請書を受理後、繰上償還通知書を送付しますので、通知書に記載の納入期限までに当組合が指定する口座に送金をお願いします。

償還金は、銀行指定の振込依頼書またはインターネットバンキング等を使用し、一括での振込みをお願いします。（送金手数料はご負担ください。）

償還方法	受付		共済組合提出期限
	全部繰上償還	一部繰上償還	
毎月償還	毎月	毎月	毎月5日
毎月・期末勤勉手当併用償還		6月・12月のみ	12月5日（金）

住宅・災害貸付金償還期間等変更

提出書類：住宅（災害）貸付金償還期間等変更申出書

住宅貸付や災害貸付を受けている方は、6月・12月の年2回、償還額の増額や毎月・期末勤勉手当併用償還の割合を変更することができます。